

カナン東京日本語教師養成講座 申込規約

必ず下記内容をお読みになり、ご理解いただいたうえでお申込みください。また、当規約に定めのないものについては、各種パンフレット、カナン東京日本語教師養成講座WEBサイト等の定めによるものとします。

1. 当校の名称及び所在地

(名称) カナン東京日本語教師養成講座 (代表取締役) 木下 裕
(住所) 〒136-0071 東京都江東区亀戸 6-56-15 ビジヨナリーIV6 階
(電話) 03-6555-3172 (FAX) 03-6555-3173

2. 個人情報の取扱いに関しまして

- (1) お客様から頂戴する個人情報は、明確な利用目的の合意の上で収集するものとし、合意の範囲を越えた利用及び第三者への提供は一切行いません。
- また、情報漏洩等のリスクに関しては、適切な安全体制講じ、個人情報セキュリティ体制を継続的に向上し、その他、個人情報に関する法令を遵守します。
- (2) 申込書にご記入いただく内容につきましては、受講生管理、授業管理、業務管理、進路・就職相談、成績管理、各種情報の提供、各種案内送付等にものみ利用いたします。

3.講座名称と受講料

受講する際は、下記合計金額（消費税が含まれています）を、受講開始前に全額納入していただきます。なお、ご入金後の各種割引の適用は一切承れません。

コース	入学金	授業料	教材費	合計金額
①カナン東京日本語教師養成講座 420 時間コース(6 か月コース)	33,000 円	527,000円	33,000円	593,000 円
②カナン東京日本語教師養成講座 420 時間コース(1 年コース)	33,000 円	527,000円	33,000円	593,000 円
③カナン東京日本語教師養成講座 実技単科コース(6か月・1 年コース)	33,000 円	248,500円	15,000円	296,500円
④日本語教員試験 試験ルート突破コース	—	198,000円	—	198,000円
⑤日本語教員試験 単科コース（集中基礎理論講座）	—	110,000円	—	110,000円
⑥日本語教員試験 単科コース（基礎試験対策講座・応用試験対策講座）	—	55,000円	—	55,000円

4.受講期間、受講サービス期間

- (1) 420時間コースは理論単価コース4科目、実技単価コース4科目で構成されます。各科目は1学期で完結します。
- (2) 各科目をどの学期に受講するかという受講プランを事前に組み、それに従って受講していただきます。
- (3) 受講プランを変更する場合、変更対象の科目が開始する20日前までに手続きを行ってください。
プラン変更手続きを行わず、該当科目の受講開始日を過ぎた場合は、受講済みとみなされ、振替予約が必要になります。
- (4) 全科目を受講し終える期間を「受講期間」といいます。受講期間は最大3年(休学を含む)となります。
- (5) 受講開始から3年間を「受講サービス期間」と定めます。この期間内であれば、実技の教育実習科目以外の振替受講、再受講（いずれも聴講のみ）が無料で行えます。ただし、予約制のため、クラス定員を超える場合は振替受講・再受講が行えない場合もあります。
- (6) Eメールアドレスをご提供いただけない場合、またインターネット接続環境をご利用いただけない場合、学習や当校からの情報提供に支障が生じますので予めご了承ください。
- (7) 日本語教員試験対策講座（試験突破コース・集中基礎理論講座・基礎試験対策講座・応用試験対策講座）は、振替受講・再受講はありません。欠席した場合や復習を希望する場合は、録画配信をご利用ください。
- (8) 日本語教員試験対策講座（試験突破コース・集中基礎理論講座・基礎試験対策講座・応用試験対策講座）は、年度の録画配信期限をもって受講期限といたします。

5.入学審査

本学院では特別な入学試験等は設けておりませんが、下記に該当する場合は、入学をお断りさせていただく可能性がございますので予めご了承ください。

- (1) 当校の規程を遵守いただけない方。
- (2) 暴行又は暴言により、著しく校内の秩序を乱す方、または当校がその可能性があると判断した場合。

6.申し込みの取り消し（クーリングオフに関する事項）

受講希望者はその入学申し込みを取り消すこと（以下、契約解除）ができます。その際は下記の規定で取り扱うものとします。

- (1) ご入金の日から8日以内であれば、契約解除が行えます。契約解除を行う場合には、期間内（8日以内の消印有効）に当校宛に必ず専用の書面（ご希望後に送付いたします）にてご通知ください。
- (2) 当校が契約解除に関し、不実のことを告げる行為をしたことにより受講希望者が誤認をし、又は威迫したことでにより困惑し契約解除を行わなかった場合には、再度クーリングオフの権利その他所定の事項を記載した書面を受領し、説明を受けた日から起算して8日以内であれば専用の書面により契約解除を行うことが可能です。
- (3) 契約解除は、書面を発した時にその効力を生じるものとし、契約解除に伴う損害賠償または違約金の支払いを請求いたしません。
- (4) 受講開始後であっても、金銭の支払いの請求をいたしません。
- (5) 納入された入学金・授業料等の諸経費は速やかに全額をお返しいたします（教材の返送が必要である場合は、返送後、返送料を含め全額をお返しいたします）。なお、返金の際の銀行等への振込手数料は、返済金から控除するものとします。
- (6) 受講希望者が個人で使用する消耗品や個人の意思で購入する参考書等は対象外となります。

<8日経過後>

8日経過後～講座開始月の前月末までに解約を申し出た場合は、解約事務手数料15,000円を除いた残金を返金します。

なお、返金の際の銀行等への振込み手数料は、返済金から控除するものとします。

7.中途退学

受講生は受講期間の途中で退学することができます。その際は下記の規定で取り扱うものとします。

- (1) 既に受講を開始した受講生は、本学院に退学届けを提出することで退学することができます。
- (2) 退学届けが提出された場合は、届け月の翌月以降の月数に相当する受講料から中途退学損害金を控除した金額を速やかに返金します。
なお、返金の際の銀行等への振込み手数料は、返済金から控除するものとします。
- (3) 前記の中途退学損害金については、50,000円又は契約残高の百分の二十に相当する金額のいずれか低い方の額とします。
- (4) 諸経費の返金は次の計算方法で行うものとします。

納付金	計算方法
入学金	返金いたしません。
受講料	納入済受講料×退学届け提出日の翌月以降の残月数÷受講期間（申込時）
教材費	返金いたしません。

8.著作権

- (1) 当校が受講生に提供する教材（レジュメ、講義を収録した映像または音声データ、その複製物及びその他一切著作物、以下「カナン教材」という）に関する著作権、その他知的財産権は当校または権利者に帰属しております。
- (2) カナン教材またはその複製物を第三者に販売（オークションへの出品含む）、贈与および貸与（有償・無償を問わない）することは、方法・理由の如何を問わず一切できません。また、無断でカナン教材を研修などの目的に利用することも禁止いたします。
上記に違反した場合は、直ちに差し止めを求め、民事および刑事上の措置をとらせていただきます。
- (3) 教室および当校内において講義内容等を収録（録画・録音等）することはできません。

9.その他

- (1) 暴行又は暴言等により、著しく校内の秩序を乱す行為を行われた場合や、法令等に違反する行為、その他社会通念上のルールを著しく逸脱した行為等があったと当校が判断した場合、当校は通知催告することなしにお客様との受講契約を即時解約し、今後お客様とのお取引一切をお断りし、校舎への立ち入りを禁止する場合があります。
なお、解約に伴う返金額は、7・(4)の算式を準用いたします。
- (2) 地震・火災・停電等の災害が発生した場合、交通機関が運休・遅延した場合、講師が急病の場合、その他やむを得ない事情により、休講、講義日程・担当講師の変更、教材発送の遅延が生じる場合があります。
なお、当日出席する方のために、予定どおり講義を実施する場合もあります。
- (3) 日本語教師養成においては、前受金の保全を特段講じてはおりませんが、資金移動及び支出なしの三菱UFJ口座にて、ご入金額全額を保管しております。
- (4) 受講途中でであっても、予告なしに担当講師の変更、講義内容の追加・修正を行う場合があります。
- (5) 校舎の閉鎖・移転、コース閉鎖等で、受講継続が困難になった場合の返金額は、7・(4)の算式を準用いたします。
- (6) 当規約に関する準拠法は、すべての日本国の法令が適用されるものとします。受講生と当校との間における一切の訴訟については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
- (7) 当規約は予告なく変更することがあります。
- (8) 当規約は2024年12月1日をもって発効します。